

議 長 日程第7「議案第46号松田町課設置条例の一部を改正する条例」について、  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第46号松田町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町の重要課題等に対応するほか、業務の公平性及び効率化を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第46号松田町課設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。改正の理由といたしまして、町の重要課題等に対応するほか、業務の公平性及び効率化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正内容を御説明させていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、議案5枚めくっていただいて、参考資料2を御覧ください。改正内容につきまして…2番の主な改正内容についてで御説明させていただきます。

①番につきましては、固定資産評価審査委員会に関することとしまして、現行の資産税係、税務課資産税係から改正後は総務課の管財係のほうに移管をする予定でございます。

②番の駅周辺事業の計画推進・駅前広場の整備は、まちづくり課都市計画係が現行行っておりましたが、これを改正後はまちづくり課駅前周辺事業担当室のほうの新設という形で対応させていただきます。

③公園等の維持管理に関することで、今まで現行は観光経済課公園係が担当しておりましたが、こちらのほうの係の廃止をさせていただいて、改正後におきましては観光公園に関することとしまして観光経済課観光推進係、その他の公園・児童遊園地に関することとしまして環境上下水道課環境公園係に名称を変更して対応するものでございます。

なお、一応観光公園につきましては、表の下に※印もございますが、正式名称でございませぬが、その他の公園、児童遊園地の差を分かりやすくするため

に使用させていただいています。具体的な公園については、記載のとおりでございませう。なお、3番から5番については、説明のほうは省略させていただきたいと思ひます。

それではですね、議案のほうにお戻りいただきまして、議案2枚お戻りいただきまして、議案の4枚目ですね、参考資料1、松田町課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございませう。左側の改正案、第3条、課の事務分掌ということでございませう。恐れ入りますが、この新旧対照表4ページを御覧ください。お願いいたします。環境上下水道課の事務といたしまして、改正案では第6号にですね、公園等の維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く）を加えるものでございませう。

恐れ入ります。3ページお戻りいただきまして、議案本文の4ページをお願いいたします。附則でございませう。この条例は令和5年4月1日より施行するものでございませう。なお、参考資料2は11月22日の全員協議会で御説明した資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 課の設置条例の一部改正ということで、説明の内容としてはですね、理解できましたが、この4ページのですね、環境上下水道課の事務の6号でですね、他の所管に属するものを除くとありますが、この部分を、この条例の一部改正の中でうたわないと、何の…他の所管に属するものというのはどれが他の所管に属するものかというのが、この条例の一部改正の中では不明ではないですか。先ほどのように、この参考資料が一部改正の中に入っていれば、先ほどの西平畑公園、最明寺史跡公園、寄テニスコート、パークゴルフ場は観光公園だということで、それを除く部分ということの理解はできますが、これは条例の一部改正である以上、その条例の一部改正の中に他の所管に属するものはどれかというのが明記してない一部改正というのは、どういうふうに理解をしたらいいのかということで、ちょっと分からない点がありますので、この説明をお願い

いたします。

総務課長 今、井上議員の御説明がありました環境上下水道課の他の所管に属するものを除くというので、どこの公園だか分からないというお話でございますが、実際的にその前のページ、3ページのほうにですね、観光経済課の事務といたしまして、公園等の維持管理に関することという…新旧対照表の3ページでございます。新旧対照表の3ページに観光経済…左側の改正案の観光経済課の事務の第5項に、公園等の維持管理に関することという記載をさせていただいておりますので、こちらのほうで、観光経済が担当している業務を除くものだよという形での分けをさせていただいております。以上です。

6番井上 今のは、この参考資料の1の3ページですよ。そこは観光経済課の事務ですよ。そこは何も第5号…第5号のことを今、説明されたと思うんですけども、それは何も文言的に変わってないじゃないですか。変わってないということは、条例上はですね、そこに変更はないというふうに通常は理解をするわけですよ。それなのに、この条例の4ページのところの他の所管に属するものを除くというふうに書いてあるのは、片方だけ入れておいて、片方はそのままだよというふうに読み取れるわけですよ。これはこういう条例の改正の手続的には不適當じゃないですか。

総務課長 不適當という話では、すみません、ないと私のほうでは考えておまして、要は、先ほどもすみません、観光経済課のほうの事務の中で、公園の維持管理に関することということで、今現在、公園を維持管理していると。そこで新たに環境上下水道課で公園等の維持管理に関することを加えるんですが、ただ、ほかの所管に属するものを除くという形で、この「ほかの所管」というのは現在この松田町の課設置条例においては、観光経済課しか公園に関する、公園等の維持管理に関することは記載されてないので、観光経済課以外…観光経済課がやっているところ以外を指すということで、こちらについての記載は、この方法で私はいいいというふうに考えております。

6番井上 じゃあ、再度確認しますけれども、この一部改正条例の2ページの観光経済課の事務の中の第5号、公園等の維持管理に関することがありますよね。この

中の公園等というのは、最後のページ、参考資料2の中の西平畑公園、最明寺史跡公園、寄テニスコート、パークゴルフ場のことを言ってるわけですよ。それをそこに書かないといけないんじゃないですか。

総務課長 すみません。それはですね、先ほど午前中の全員協議会でも御説明をさせていただきました松田町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則のほうに、そこは明確に区分けをさせていただいておりますので、条例上のほうにつきましてはこの対応で基本的には記載は間違っていないという形で考えております。

6番井上 それでしたら、そのところにですね、この公園等に関することとか、それについての詳細は規則で定めるという一文があっただけじゃないですか。

総務課長 一応ですね、すみません、こちら1ページを御覧になっていただければと思います。条例の、松田町課設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表の1ページを御覧になっていただければと思うんですが、第3条、課の事務分掌としまして、前条の課の事務分掌、おおむね次のとおりとすると、おおむね次のとおりとするという形の中で、ここで公園に関するところで、3ページ、4ページで公園の位置づけを…ごめんなさい、第3条のところでございます。前条の課の、おおむね次のとおりとすると。改正案、第3、課の事務分掌としまして…課設置条例の一部を改正する参考資料1の新旧対照表の改正案でございます。のところの第3条に、前条の課の事務分掌はおおむね次のとおりにするということで記載をしておりますので、そちらのおおむねという形の中で一応公園、今まで公園は観光経済課が担当していたんですが、環境上下水道課も担当する。ただ、それはほかの所管に属するものを除くよという形で分けをしております。そこで分けることができます。しかも、今、議員がおっしゃられたような詳細につきましては、あくまでも事務分掌の規則のほうで明確に分けておりますので、そちらのほうで確認をする形で対応できるものと理解しております。以上です。

6番井上 一部改正なんでね、これ以上はやめますけれども、その辺はもう少し明確にですね、今後ですね、こういった一部改正については、じゃあ将来的に別の公園はどうするのかという話にもなってくるかと。新しい公園ができたときに、

どこに入るのかというふうにもなってきますが、その辺はですね、明確にできるようなですね、今後一部改正については対応していただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第46号松田町課設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。